

議案第 13 号

第 51 回衆議院議員総選挙に係る選挙人名簿登録者数総数の 50 分の

1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数について

第 51 回衆議院議員総選挙に係る選挙人名簿登録者数総数の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数は次のとおりである。

令和 8 年 1 月 26 日提出

清須市選挙管理委員会

委員長 増 田 温 美

- | | | |
|---|--------------------|-----------|
| 1 | 選挙人名簿登録者数の 50 分の 1 | 1, 112 人 |
| 2 | 選挙人名簿登録者数の 6 分の 1 | 9, 259 人 |
| 3 | 選挙人名簿登録者数の 3 分の 1 | 18, 518 人 |

【提案理由】

この案を提出するのは、第 51 回衆議院議員総選挙に係る選挙人名簿の登録に伴い、有権者署名による請求権行使の必要数を定めておくため必要があるからです。

1 選挙人名簿登録者数の50分の1

- (1) 条例の制定又は改廃請求（地方自治法第74条第1項）
- (2) 事務の監査請求（地方自治法第75条第1項）
- (3) 合併協議会設置の請求（市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第15項）

2 選挙人名簿登録者数の6分の1

- (1) 合併協議会設置協議の投票の請求（市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項）

3 選挙人名簿登録者数の3分の1

- (1) 議会の解散請求（地方自治法第76条第1項）
- (2) 議員の解職請求（地方自治法第80条第1項）
- (3) 長の解職請求（地方自治法第81条第1項）
- (4) 主要公務員の解職請求（地方自治法第86条第1項）
（副市長、選挙管理委員会の委員、監査委員）
- (5) 教育長又は教育委員の解職請求（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項）